

平成 22 年 1 月 27 日

平成 22 年度の太陽光発電買取制度に係る 太陽光発電促進付加金単価の決定について

平成 21 年 11 月から開始された「太陽光発電の新たな買取制度」について、平成 22 年度に適用される太陽光発電促進付加金（太陽光サーチャージ）の単価が決定しました。

1. 平成 21 年 11 月から太陽光発電の新たな買取制度が開始され、太陽光発電で作られた電気のうち、余った電気をこれまでの 2 倍程度の価格で電力会社が買い取ることになりました。買取りに要した費用は、電気をご利用の皆様が太陽光サーチャージ※としてご負担いただくこととなります。
2. 本制度における平成 22 年 4 月から適用される買取価格及び太陽光サーチャージの単価について、昨日開催された総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会・電気事業分科会買取制度小委員会（委員長：山地憲治東京大学大学院工学系研究科教授）において審議されました。
3. 審議の結果、平成 22 年度の太陽光サーチャージの単価については、大臣告示（太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準）に定める数式等に基づき算定された値が、すべての一般電気事業者について 1 銭/kWh 未満となったことが確認されたため、平成 22 年度に負担いただく費用は発生いたしません。
なお、平成 21 年分の買取りに要した費用は平成 22 年度分と一括して、平成 23 年度 4 月以降に電気をご利用の皆様にご負担いただくこととなります。
4. また、平成 22 年度に契約申込みがなされた太陽光発電による電気の買取価格については、現行から引き続き、住宅用（10kW 未満）は 48 円/kWh、非住宅用は 24 円/kWh（ダブル発電の場合 住宅用：39 円/kWh、非住宅用：20 円/kWh）とすることが適当であるとの結論が得られました。今後、当該結論を踏まえつつ、パブリックコメントを実施した上で、平成 22 年度の買取価格を定めることといたします。

※前年における太陽光発電による電気の買取に要した費用の総額から、前年における買取による一般電気事業者の回避可能費用（太陽光電力買取により一般電気事業者がその需要に応じた電気の供給のために必要な発電量が減少したことによって一般電気事業者が支出することを免れる費用）を差し引いた額。

太陽光サーチャージの単価は、当年度における想定総需要電力量で割り戻して算定する。なお、1銭未満の数値が発生した場合、当年度の単価については小数点以下の数値を切り捨てることとし、転嫁額の不足分は翌年度の転嫁額において調整される。

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部太陽光発電買取制度室長

渡邊 昇治

担当者：黒部、伊藤

電話：03-3501-1511（内線 4455～8）

電力・ガス事業部電力市場整備課長 松尾 剛彦

担当者：曳野、大竹

電話：03-3501-1511（内線 4741～6）